

青少年健全育成条例 新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>第一条～第二十四条 略 (図書類自動販売機等による販売等の制限) 第二十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね二百メートル以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項の規定により文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したものであるもの</p> <p>八 略</p> <p>4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第一条～第二十四条 略 (図書類自動販売機等による販売等の制限) 第二十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね二百メートル以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する 文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したものであるもの</p> <p>八 略</p> <p>4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>引用法律の条ずれによるもの</p>